

「2019（後期）リベンジセット社会的養護」2019年6月更新 新旧対照表

【ポイント集（インプット編）】

p	更新箇所	旧	新
22	No. 14 2行目	「看護師」 (ゴシック体)	「看護職員（保健師、助産師、看護師または准看護師）」 (明朝体)
33	No. 3 2行目	「保健師、」	「 <u>歯科医師</u> 、保健師、助産師、看護師、」

【ポイント集（アウトプット編）】

p	更新箇所	旧	新
22	No. 14 2行目	「(B)」	「看護職員（保健師、助産師、看護師または准看護師）」
	No. 14 3行目	「(C)」	「(B)」
33	No. 3 2行目	「保健師、」	「 <u>歯科医師</u> 、保健師、助産師、看護師、」

【予想問題集（問題編）】

p	更新箇所	旧	新
27	問 25・4 2行目	「看護師」	「看護職員」
39	問 37【II群】エ 1行目		

【予想問題集（解答編）】

p	更新箇所	旧	新
27	問 25・4 2行目	「看護師」	「看護職員（保健師、助産師、看護師または准看護師）」
39	問 37・C エ 2行目		

【条文集】

p	更新箇所	旧	新
10	(第8条)⑧ 2行目	「第27条第6項、 <u>第33条第5項</u> 、」	「第27条第6項、」
15	第21条の10の5① 2行目	「医師、看護師」	「医師、 <u>歯科医師</u> 、保健師、助産師、看護師」
18	第25条の2① 1行目	「第33条第8項」	「第33条第10項」
20	第28条② 3行目	「以下この条において同じ。」	「以下この条並びに第33条第2項及び第9項において同じ。」

21	(第31条)④三 1行目	「第33条第6項から第9項まで」	「第33条第8項から第11項まで」
	第33条② 1行目	「第27条第1項又は第2項の措置を採る」	「第27条第1項又は第2項の措置(第28条第4項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。)を採る」
22	(第33条)⑤ 3行目	「及び引き続き一時保護を行った後2月を経過するごとに、 <u>都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。</u> 」	「及び引き続き一時保護を行った後2月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、 <u>児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。</u> 」
	(第33条)⑤ 下から2行目	「親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合は、この限りでない。」	「親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない。」
	第33条の7 1行目	「 <u>児童又は児童以外の満20歳に満たない者(以下「児童等」という。)</u> の親権者」	「 <u>児童等</u> の親権者」
47	第49条④ 2行目	「看護師」	「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第63条において同じ。)」
	第49条⑧ 1行目	「看護師」	「看護職員」
	第49条⑫ 1行目		
51	第63条⑦ 2行目	「看護師」	「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)」
	第63条⑨ 1行目		
62	表 下から2段目	「看護師」	「看護職員(保健師、助産師、看護師または准看護師)」
63	表 下から3段目	「看護師」×「重症心身障害児」の欄の「◎」を削除	
	表 下から2段目と3段目の間に	「看護職員(保健師、助産師、看護師または准看護師)」の段を挿入し、「重症心身障害児」の欄に「◎」を加える	